

第 69 回 全国博物館大会「全国博物館フォーラム」

文化庁説明資料

文化庁企画調整課長 平山 直子

- 博物館に関する主な法律・付帯決議等について
- 博物館法における登録・相当施設の指定等について
- 文化審議会博物館部会・ワーキンググループにおける議論について
- 博物館法の改正について
- 文部科学大臣の諮問について
- 令和 4 年度概算要求における関係事業について

博物館に関する主な法律・附帯決議等

1951年12月 博物館法公布（保護・助成に値する博物館の選別）

1955年7月 博物館法改正（博物館相当施設の規定を追加）

2007年6月 「新しい時代の博物館制度の在り方について」（これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議）

→博物館登録制度の見直し（実質的な活動内容の審査、設置者要件の撤廃等）を提言

2008年6月 社会教育法等の改正（教育基本法の改正を踏まえた既定の整備等）

→参・文教科学委員会 附帯決議（登録制度の見直しに向けた検討等）

2017年6月 文化芸術基本法の成立

文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするもの。

2017年12月 「文化経済戦略」策定

2018年6月 文化財保護法等の改正（地域における文化財の計画的な保存・活用の促進等）

2018年6月 文部科学省設置法改正 → 博物館に関する事務を文部科学省から文化庁に移管

2019年6月 分権一括法 → 博物館の所管を教育委員会から地方公共団体の長とすることが可能に

2020年5月 文化観光推進法公布（博物館等の拠点施設を中心とした文化観光の推進）

→衆・文部科学委員会、参・文教科学委員会 附帯決議（博物館等への財政的支援、基本的機能の維持向上）

2021年4月 文化財保護法等の改正（無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の創設等）

1

社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十年六月三日 参議院文教科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

(略)

五 博物館については、多様な博物館がそれぞれの特色を發揮しつつ、利用者の視点に立ったより一層のサービスの向上が図られるよう、関係者の理解と協力を得ながら登録制度の見直しに向けた検討を進めるとともに、広域かつ多岐にわたる連携協力を図り、国際的に遜色のない博物館活動を開拓できる環境の醸成に努めること。

(略)

七 社会教育主事、司書及び学芸員については、多様化、高度化する国民の学習ニーズ等に十分対応できるよう、今後とも、それぞれの分野における専門的能力・知識等の習得について十分配慮すること。

また、各資格取得者の能力が生涯学習・社会教育の分野において、最大限有効に活用されるよう、資格取得のための教育システムの改善、有資格者の雇用確保など、有資格者の活用方策について検討を進めること。

(略)

2

文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律案に対する附帯決議

令和二年四月七日 参議院文教科学委員会
※衆議院においても同旨の附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法に基づく博物館等に対する財政的支援が、文化観光を推進する少数の拠点への集中的な支援であることを踏まえ、我が国全体の博物館等を広く下支えする財政的支援にも努め、文化芸術の保存、継承や発信、社会教育等といった博物館の基本的機能の維持向上を図ること。
- 二 国、地方公共団体及び本法に定めのある独立行政法人は、本法における計画の認定を受けた者に対する助言その他の援助等にとどまらず、我が国の博物館等の振興のため、広く一般の博物館等からの助言等の求めに対し、可能な限り応じるよう努めること。特に博物館等の社会教育施設が国民の知る権利、思想・表現の自由に資する施設であることに鑑み、格段の配慮をすること。
- 三 文化観光拠点施設の機能強化を図る上で、文化財の価値等を分かりやすく説明できる学芸員等の育成・配置が重要であることを踏まえ、我が国の文化活動の基盤を担う人材の育成・確保等に向けた更なる研修制度の充実、社会的地位の向上及び雇用の安定等の待遇改善に努めること。

(略)

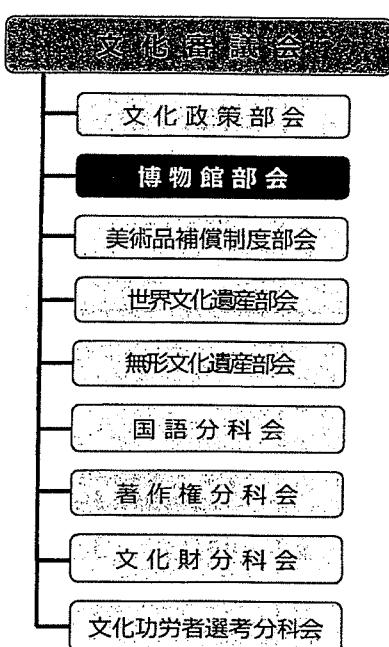
3

博物館法における登録・相当施設の指定等について

	登録博物館	博物館相当施設	博物館類似施設
登録要件 (設置主体)	地方公共団体 一般社団・財団法人（公益社団・財団法人）等	制限なし	法律上の位置付けなし (社会教育調査上の分類)
登録要件 (その他)	館長・学芸員の必置 年間150日以上の開館 等	学芸員相当職員の必置 年間100日以上の開館 等	
館数	914 (15.9%)	372 (6.5%)	4,452 (77.6%)
国（独法）	-	30	198
地方公共団体	606	179	3,542
民間	308	163	712
主なメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税等の非課税措置等の税制上の優遇が適用（公益法人のみ） ○特別交付税の申請が可能（市町村のみ） ○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能 ○美術品補償制度の利用が可能 ○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能 等	(措置無し) (措置無し) <ul style="list-style-type: none"> ○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能 ○美術品補償制度の利用 ○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能 等	※ 左記のメリットが美術館、動物園、水族館等に多いため、上記の6割が歴史博物館（歴史、郷土、民俗等）である。

4

- 2019年11月、文化審議会に博物館部会を設置し、博物館の制度と運営に関する幅広い課題について検討を開始。
- これまでに計12回の審議を行い、博物館制度に関する論点の整理から、地方博物館への支援、学芸員養成制度の現状と課題、ポストコロナの時代における博物館振興の在り方等について審議。



○これまでの議論の経過

第1期 2019年度	第1回 11月8日	総論	博物館制度に関する検討の論点 地方博物館への支援、博物館に関する法律の俯瞰 地方博物館の現状
	第2回 12月9日	地方博物館	
第2期 2020年度	第3回 1月17日	学芸員制度① コロナ禍における博物館の現状 や対策	学芸員養成制度の現状と課題 コロナ禍における博物館の現状や対策について情報共有・報告
	第1回 6月26日		
	第2回 7月28日	今後の博物館の在り方、博物 館振興方策の方向性	ポストコロナの時代における博物館振興の在り方について 次年度予算に向けた議論
	第3回 9月3日	学芸員制度②	
	第4回 11月5日	学芸員制度③ 今後の博物館の在り方、博物 館振興方策の方向性	学芸員等に対する研修の現状と課題 博物館に求められる現代的課題との実行体制について
	第5回 1月13日		
	第6回 1月21日	法制度の在り方WGの設置 WG中間報告	博物館の現代的課題に対応した法制度のあり方について
第3期 2021年度	第7回 3月24日	これからの博物館法制度の在り 方① これからの博物館法制度の在り 方②	法制度の在り方WGの設置 WG中間報告
	第1回 5月28日	中間とりまとめ	
	第2回 9月21日	博物館の目的と定義、事業、審査基準等	

○委員名簿 ※令和3年4月現在。○部会長、○部会長代理

出光 佐千子 (出光美術館長／青山学院大学准教授)	佐々木 秀彦 (東京都歴史文化財団企画担当課長)
伊藤 誠一 (岐阜県美濃加茂市長)	○島谷 弘幸 (九州国立博物館館長)
浦島 戎世 (美術ライター)	高田 浩二 (海と博物館研究所所長)
逢坂 恵理子 (国立新美術館館長)	○浜田 弘明 (桜美林大学教授／全日本博物館学会副会長)
太下 義之 (文化政策研究者／同志社大学教授／ 国立美術館理事)	半田 昌之 (日本博物館協会専務理事)
川端 清司 (大阪市立自然史博物館館長)	古田 亮 (東京藝術大学美術館教授)
小林 真理 (東京大学教授)	宮崎 法子 (実践女子大学教授)
中村 伊知哉 (iU (情報経営イノベーション専門職 大学) 学長)	西野 嘉章 (東京大学総合研究博物館特任教授) 矢ヶ崎 紀子 (東京女子大学現代教養学部国際社会 学科コミュニティ構想専攻教授)

5

博物館部会 法制度のあり方に関するワーキンググループ

- これまでの博物館部会における議論を踏まえ、博物館に関する法制度の在り方について具体的な検討を集中的に行うため、2021年1月、博物館部会の下に「法制度の在り方に関するワーキンググループ」を設置。

○趣旨

博物館を取り巻く環境と社会からの要請が変化する中で、「登録」制度をはじめとする博物館法を改正する必要性が各所で指摘されている。

博物館法制度の在り方について具体的な検討を集中的に行うため、博物館部会の下に「法制度の在り方に関するワーキンググループ」を設置することとする。

○調査審議事項

- (1) 博物館の定義と使命について
- (2) 登録制度について
- (3) 学芸員資格制度について
- (4) 登録制度と連動した博物館振興策について
- (5) その他

○これまでの議論の経過

※すべて2021年

第1回 2/9	制度の方向性と主要な論点①
第2回 2/24	制度の方向性と主要な論点②
第3回 3/5	制度の方向性と主要な論点③
第4回 4/13	制度の方向性と主要な論点④
第5回 5/14	制度の方向性と主要な論点⑤
第6回 8/5	関係団体へのヒアリング①
第7回 8/11	関係団体へのヒアリング②
第8回 9/7	ヒアリングを踏まえた検討①
第9回 9/30	ヒアリング・都道府県等教育委員会への調査を踏まえた検討②

○委員名簿 ○座長、○副座長

青木 豊 (國學院大學教授)
内田 刚史 (早稲田システム開発)
小林 真理 (東京大学教授)
佐久間 大輔 (大阪市立自然史博物館学芸課長)
○佐々木 秀彦 (東京都歴史文化財団事務局企画担当課長)
竹迫 祐子 ((公財) 岩崎千尋記念事業団事務局長／ちひろ美術館主席学芸員)
塩瀬 隆之 (京都大学総合博物館准教授)
○浜田 弘明 (桜美林大学教授, 全日本博物館学会副会長)
原 真麻子 (東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理)
半田 昌之 (日本博物館協会専務理事)

6

①「まもり、うけつぐ」 資料の保護と文化の保存・継承

博物館は、自然と人類に関する有形・無形の文化を資料として収集し、損失リスクから確実に守る。調査研究によって資料の価値を見出し、地域や社会から収集し、資料の価値を高め、これらを系統的に展示し、あるいは情報化して発信することによって、過去から現在、未来へ継承する。

②「わかちあう」 文化の共有

博物館は、発信する情報を人びとと共有し、共感と共通理解を醸成することで、持続可能な地球環境の維持、創造的で活力ある社会づくり、人びとの健康で心豊かな生活に貢献する。

③「はぐくむ」 未来世代への引継ぎ

博物館は、生涯学習・社会教育の拠点として多世代の人びとをつなぎ、学びを提供するとともに、現在と未来に生きる世代を育くむ。

④「むきあう」 社会や地域の課題への対応

博物館は、幅広い文化活動をはじめ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境その他の関連分野・関係機関と有機的に連携し、社会や地域における様々な課題に向き合う。

⑤「いとなむ」 持続可能な経営

博物館は、人的、物的、財源的な基盤を確保し、安定した経営を行うことによって持続して公益の増進を図る。また、使命の達成をめざし、評価・検証することにより改善し、価値を最大化させる。

博物館法の改正について

＜現状＞

- 近年、社会的・地域的課題（観光、まちづくり、国際交流、福祉、産業、環境等）への対応など博物館に求められる役割が拡大・多様化。
- 他方、経営基盤や人材の不足により、このような求められる役割に対して十分に応えられておらず、社会からその重要性が必ずしも認識されていない状況。

＜現行制度の課題＞

- 博物館が、これらの課題に対応していくため、その活動と経営の不断の改善・向上を促進するための制度整備が必要。
- しかしながら、現行の博物館法における登録制度は、戦後、全国で博物館を増加させる目的で制定された枠組みが維持されており、博物館の活動の質の向上にほとんど貢献できていない。

＜新しい制度の方向性＞

- 登録制度について、各館が活動と経営を改善することを促進・支援する制度へと転換する。
 - ① 外形的基準(設置主体、学芸員の有無)の審査 → 活動の内容や公益性の審査へ
 - ② 設置主体は地方公共団体と公益法人等に限定 → 国立や民間会社立等を対象に
 - ③ ①②に伴う登録の審査プロセスの見直し

＜関連する税制改正要望＞

民間企業が設置する博物館に対する固定資産税等の非課税措置等の拡充

これからの時代にふさわしい博物館制度の在り方について(令和3年諮問第80号)

我が国の博物館は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する多種多様な資料の収集・保管、展示・教育、調査研究という活動を通じて、今を生きる世代の様々な学びと文化芸術の振興に貢献するとともに、貴重な資料の価値を発見し、高め、後の世代へと受け継いでいくという社会的責任を果たしてきました。

このような博物館の基本的な使命の重要性は、これからも変わるものではありませんが、同時に、博物館に求められる役割に対する期待は、近年ますます拡大し、また、多様化・高度化しています。我が国のみならず、世界的な潮流として、文化観光の振興やまちづくり・地域振興、国際的な交流、社会的包摂、産業の振興、環境保護など、様々な社会的・地域的課題への貢献が求められています。

これからの博物館が、求められる役割を果たし、国民生活により身近で欠かせない存在となることで、その社会的価値に対する支援が充実し、更に新たな課題へと対応するための基盤となっていくという好循環を形成する必要があります。

博物館が、その基本的使命を確実に果たしながら、社会から新たに求められる役割を認識し、対応していくためには、その活動と経営を改善し、向上させ続けていくことが不可欠です。このような各館の努力を支援し、促進していくために、これからの博物館制度の在り方について、包括的な検討を行うことが必要と考えます。

他方で、戦後、全国に博物館を増加させるために制定された博物館法に基づく登録制度は、制定から約70年が経過し、実態との乖離が指摘されています。

具体的には、学芸員の配置の有無や年間の開館日数などの外形的な審査基準は、基礎的な博物館活動の基準を示すものではありますが、事業内容と経営の質の向上にほとんど貢献できていないと考えられます。また、登録の対象を地方公共団体と一般社団・財団法人に限定していることで、国立（独立行政法人立）や地方独立行政法人立、民間企業立等の近年の博物館の設置者の多様化に対応できません。

また、ひとつの館では対応しきれないような様々な課題に対しては、館種や設置者の枠を超えて複数の館が連携・協力することを促進していく必要があります。特に、分野ごとのナショナル・センターとしての国立の博物館については、その役割を明確化する必要があります。

以上のような問題意識の下、これからの時代に博物館に求められる役割を果たしていくため、その活動と経営の改善・向上を促進するという視点から、博物館登録制度の在り方を中心に、御審議をお願いいたします。

9

(令和4年度概算要求における関係事業)

博物館機能強化推進事業

令和4年度要求・要望額

960百万円
(新規)



背景・課題

博物館は、文化芸術の振興にとどまらず観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野においてその中核となり得る。国民生活に欠くことのできない施設であり、期待される役割が多様化・高度化する一方で、新たな役割を果たしていくための資金・人材・施設等の基盤はむしろ弱体化しつつあることが指摘されている。このような状況の中、今後の博物館行政の基礎となる法制制度の在り方が、改めて問われている。2019年11月、文化審議会に博物館部会を設置し、博物館の制度と運営に関する課題について幅広く検討を開始している。

これからの博物館に求められる役割（5つの方向性）

- ①「まもり、うけつぐ」資料の保護と文化の保存・継承
- ②「わかちあう」文化の共有
- ③「はぐくむ」未来世代への引継ぎ
- ④「むきあう」社会や地域の課題への対応
- ⑤「いとむ」持続可能な経営

博物館法制度の今後の在り方について
(文化審議会博物館部会、令和3年7月)

事業内容

文化審議会博物館部会において「これからの博物館に求められる役割」（5つの方向性）が提示され、これまで博物館が担当してきた基本的な役割とともに、新たに社会的・地域的な課題への対応と、持続可能な経営基盤の確立の必要性が示された。これを踏まえた博物館法の改正を見据え、本事業では博物館に求められた新たな役割に対応するための先進的な取組を支援し、その内製化と横展開を目指す。また、博物館がこのような新たな役割を担うに当たって必要な組織改革の取組の促進や研修等の新しい博物館制度において国が果たすべき役割を実行するための事業を行う。

(1) Innovate MUSEUM 事業

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（人口減少、社会包摂等）への対応に先進的に取組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。支援に当たっては、活動の自立化・内製化のための経営基盤の確立と横展開まで見据えた計画であることを重視する。さらに、博物館の組織連携・ネットワークの形成を通じた人材・ソリューション等の共有による課題解決の取組を支援する。

- 件数・単価：①地域課題対応支援事業 4.5件×500万円
②ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業 1.0件×500万円
- 事業期間：令和4年度～

(2) 博物館の経営改善・機能強化の促進事業

博物館法の改正による制度見直しを見据えて、国として実施する必要のある①経営基盤強化に向けた組織改革の促進、②新制度の実行のための体制整備等を実施する。

- 件数・単価：①経営基盤強化に向けた組織改革の促進 3件×200万円
②新制度の実行のための体制整備 1件×300万円
- 事業期間：令和4年度～

博物館ネットワークの形成支援事業の実施体制(イメージ)

